

佐賀県特別栽培農産物 認証制度の概要

佐賀県特別栽培農産物認証制度とは、農薬や化学肥料を削減して栽培するなど一定の要件を満たした農産物を「佐賀県特別栽培農産物」として認証する制度です。

安全・安心を求める消費者の皆さんの信頼を一層高め、消費者の求める農産物の生産振興と円滑な流通・販売を促進するとともに、購入される際の判断材料としていただくために当制度を設けています。

申請できる者

- ★県内の農家、又は県内の農家が組織する団体等
- ★認証された玄米（荒茶）を購入して、とう精（製茶）を行い、精米（仕上げ茶）の販売を行う個人、又は団体等

申請できる農産物

- ★米（玄米、精米）、麦、大豆、野菜、果実、茶（荒茶、仕上げ茶）などの食用の農産物。（平成30年3月現在：68品目）
- ★ただし、これらの加工品は申請できません。

佐賀県特別栽培農産物とは

前作の収穫後から認証を受けようとする作物の収穫・調製までの栽培期間中に、化学合成農薬の使用回数と化学肥料の使用量を、県内の一般的な栽培方法（いわゆる慣行栽培）に比べて、5割以上減らして栽培された食用の農産物を「佐賀県特別栽培農産物」として県が認証します。

- ★化学合成農薬の使用回数は、化学的に合成された農薬の有効成分の延べ使用回数をカウントします。
- ★化学肥料の使用量は、化学肥料由来の窒素成分の使用量を算定します。ただし、「化学肥料使用せず」として認証を受ける場合は、窒素以外の成分も含めて化学肥料は使用できません。

※認証の対象となる農産物の種類、農産物ごとの化学合成農薬の使用回数や化学肥料の使用量の基準などは、県ホームページのうち、佐賀県特別栽培農産物認証制度のページを御参照ください。

佐賀県 特裁 検索

認証マークの貼付

- ★認証された農産物、又はそれらの包装資材等には、県が定めた認証マークを貼付できます。
- ★認証マークは4種類あり、化学合成農薬と化学肥料の使用状況を記載しています。

分類：A 化学合成農薬：使用しない
化学肥料：使用しない



分類：B 化学合成農薬：使用しない
化学肥料：慣行の5割以上低減



分類：C 化学合成農薬：慣行の5割以上低減
化学肥料：使用しない



分類：D 化学合成農薬：慣行の5割以上低減
化学肥料：慣行の5割以上低減



認証制度の仕組み

農家等からの申請を受け、栽培管理計画等の審査や栽培状況等の現地確認審査を行い、認証要件に適合したものを知事が認証します。



問い合わせ

詳しいことは、県庁園芸課またはお近くの農林事務所、農業改良普及センターへお問い合わせください。

問い合わせ先	所在地	電話番号	問い合わせ先	所在地	電話番号
佐賀県庁農林水産部園芸課	佐賀市	0952-25-7120	佐城農業改良普及センター 同 北部 振興 担当	佐賀市	0952-45-8888 0952-56-2311
佐賀中部農林事務所農政課	佐賀市	0952-31-3282	三神農業改良普及センター	上峰町	0952-52-1231
東部農林事務所農政課	神埼市	0952-55-9761	東松浦農業改良普及センター 同 上場 振興 担当	唐津市	0955-73-1121 0955-82-2711
唐津農林事務所農政課	唐津市	0955-73-9347	西松浦農業改良普及センター	伊万里市	0955-23-5128
伊万里農林事務所農政課	伊万里市	0955-23-5106	杵島農業改良普及センター	白石町	0952-84-3625
杵藤農林事務所農政課	鹿島市	0954-63-5115	藤津農業改良普及センター	鹿島市	0954-62-5221



佐賀県農林水産部園芸課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

直通：0952(25)7120

佐賀県特別栽培

検索

平成30年3月

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷時の廃紙を再利用して印刷されています。